

今号の主な内容

- 3面 自転車等整理区画・自転車等駐輪場 登録利用者を募集
- 7面 在宅療養シンポジウム 住み慣れた町で最期まで暮らすために
- 7面 新型インフルエンザ予防接種 すべての方への接種が始まりました
- 8面 ご確認ください 所得税・住民税の申告のときに
- 8面 国際ワークショップ 新都心における多文化共生と震災対策



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

確定申告をお忘れなく

所得税の申告・納税は2月16日(火)～3月15日(月)
サラリーマンの方等の所得税還付申告はすでに受け付けています

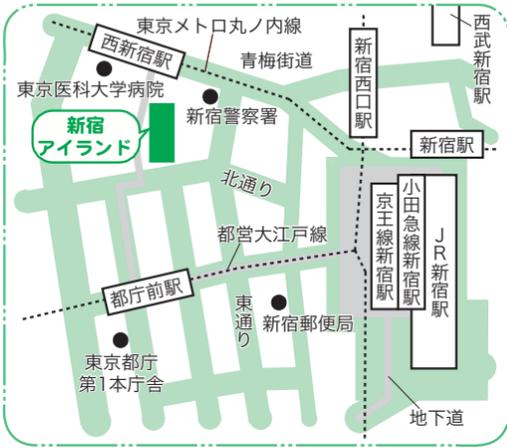
確定申告書の作成・提出会場が変わります

所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成と提出の会場を、新宿アイランド内に開設します。この期間中は、新宿税務署・四谷税務署内に申告書作成会場は設置しませんので、ご了承ください。

【開設日時】2月1日(月)～3月15日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)、午前9時15分～午後5時

【会場】新宿アイランド地下1階アクアプラザ(西新宿6-5-1、左地図参照)
●パソコンによる

確定申告センターも併設します
お住まいの住所にかかわらず、確定申告書を作成できます(譲渡所得・贈与税を除く)。ぜひ、ご利用ください。



確定申告書は郵送でも提出できます

管轄の税務署へお送りください(新宿アイランド内の会場へは郵送できません)。申告書の控えが必要な方は、「提出用」「控え用」ともボールペン書きの上、切手をはった返信用封筒を同封してください。

日曜日(2月21日・28日)に
東京国税局で確定申告書を受け付けます

申告書の作成・提出ができます。

【日時】2月21日(日)・28日(日)午前9時～午後5時

【会場】東京国税局(千代田区大手町1-3-3、大手町合同庁舎3号館)

※当日は、新宿税務署・四谷税務署と新宿アイランド内の会場では業務を行っていませんので、ご注意ください。

インターネットで確定申告書の作成・申告・納税ができます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、印刷して郵送で税務署に提出できます。また、電子証明書付きの住民基本台帳カードを使用して電子申告することもできます(e-Tax)。

●e-Taxで確定申告・納税
自宅やオフィスから、インターネットを利用して申告ができます。還付申告の場合は、還付金受領までの期間が約3週間短縮されます。

税理士による無料申告相談

◆四谷税務署管内の方

日程	会場
※3センター共通 2月1日(月)・2日(火) 15日(月)・16日(火) 22日(月)	榎町地域センター (早稲田町85)
3月1日(月)・2日(火)	牛込筆筒地域センター (筆筒町15)
	若松地域センター (若松町12-6)

◆新宿税務署管内の方

日程	会場
2月8日(月)～10日(水)	新宿消費生活センター分館 (高田馬場4-10-2)
2月9日(火)・10日(水) 12日(金)	落合第一地域センター (下落合4-6-7)
2月15日(月)～17日(水)	落合第二地域センター (中落合4-17-13)
2月22日(月)～24日(水)	大久保地域センター (大久保2-12-7)
2月22日(月)～26日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー (歌舞伎町1-5-1)

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- お車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。



贈与税の申告と納税

間に短縮されるなどのメリットがあります。また、ATMやインターネットバンキング等を利用して納税もできます。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

平成21年中に「個人」から不動産(借地権を含む)・現金・株式等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が10万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することもできます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

【問合せ】▼所得税・贈与税・消費税等：四谷税務署(三栄町24) ☎(3359)4451、新宿税務署(北新宿1-19-3) ☎(3362)7151へ。
▼個人事業税：新宿都税事務所(西新宿7-5-8) ☎(3369)7151へ。
▼住民税：区税務課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

住民税の申告書をお送りします

平成21年中に住民税(特別区民税・都民税)の申告をした方等には、2月5日(金)に22年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

収入が一定額以下の方も、申告内容は国民健康保険料・介護保険料等算定の資料になります。申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月8日(月)～3月15日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

【受付窓口・問合せ】区税務課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

22年度住民税の主な変更点

新たな住宅ローン控除

平成21年～25年に住宅に入居し、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方は、翌年度の住民税所得割から控除されます。

【申告方法】給与所得者と確定申告した方は、手続きは原則として必要ありません。ただし、住宅ローン控除を受ける最初の年は、給与所得者の方も確定申告が必要です。21年中に入居した方で住宅ローン控除を受ける場合は、「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、税務署に申告してください。

【控除額】次の①②の小さい方の額を控除。①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額、②所得税の課税総所得金額等の額の5%(控除限度額9万7千500円)

※平成11年～18年に住宅に入居した方で、税源移譲による調整措置を受ける場合、住宅ローン控除申告書(住民税用)の提出が必要でしたが、「給与支払報告書(給与所得の源泉徴収票)」の記載事項が変更された

※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送申告もご利用ください。

◆土曜日に区役所で
住民税の申告を受け付けます

【受付日時】2月27日(土)午前8時30分～午後5時。「22年度の申告」のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間通用口(建物裏側地下1階)をご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

上場株式等の配当所得に係る申告分離課税

平成21年1月1日以降に支払いを受けた上場株式等の配当所得を申告する場合、「総合課税」と「申告分離課税」のどちらかを選択できるようにになりました。

申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます(配当控除の適用はありません)。

※上場株式等の配当所得は、申告不要の特例に該当する場合、申告しないことも可能です。なお、申告した場合、扶養控除等判定の際の対象所得になりますので、ご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】区税務課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。